



持続可能な権利擁護支援モデル事業について

令和 5 年 6 月 2 7 日

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

持続可能な権利擁護支援モデル事業

事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

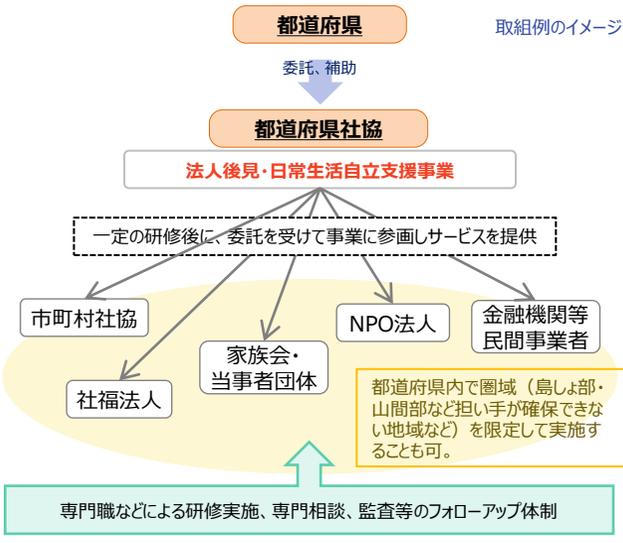
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

＜基準額＞ 1自治体あたり 5,000千円
 ＜補助率＞ 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。

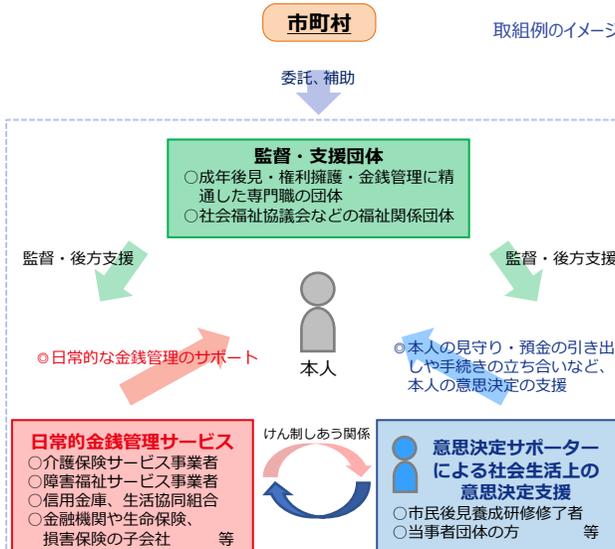


【R4実施自治体】
静岡県、取手市

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

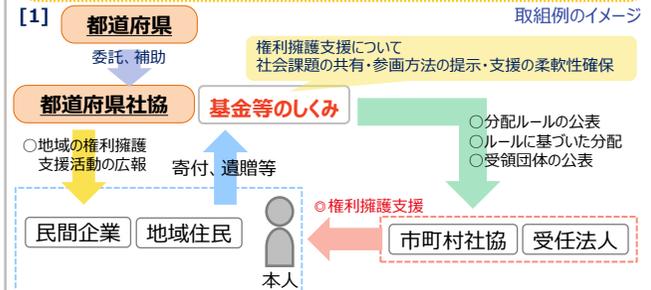
意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



【R4実施自治体】
長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町

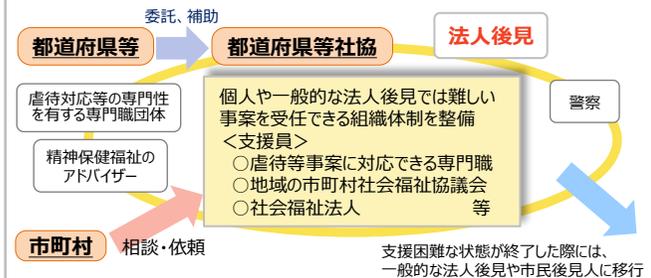
③ [1] 寄付等の活用や、[2] 虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



【R4実施自治体】長野県

[2] 虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。



【R4実施自治体】—

持続可能な権利擁護支援モデル事業研修カリキュラム作成・プレ研修実施

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実や機能強化等に向けて、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体が、同事業を推進する上での検討事項や留意点の整理を通じて、同事業の実効性を高めることなどを目的として、以下の内容の調査事業を実施。

1. モデル事業実施自治体をはじめ各テーマの事業参画主体を対象とする研修カリキュラム・資料作成

- (1) モデル事業を実施する市町村・都道府県職員等を対象とした研修カリキュラム・資料（作成にあたり実施自治体等へのヒアリング調査も実施）
- (2) モデル事業の事業者等*を対象とする研修カリキュラム・資料 *日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体

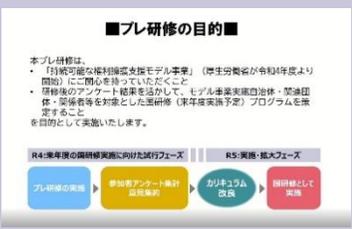
2. 「1」で作成した研修カリキュラム・資料を用いた「プレ研修」の実施

◆ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業 プレ研修」実施概要

目的：モデル事業への関心を高めること、受講者アンケートを通じたR5年度実施予定の国研修プログラム策定に向けた検討課題の洗い出し

形式：オンライン配信（一部録画映像配信）+後日オンデマンド配信（R5.3.31まで）

対象：自治体職員、社会福祉協議会職員、民間事業者・団体、市民後見人、当事者団体、専門職 等

日程	R5.2.1 総論	R5.2.3 モデル事業テーマ①	R5.2.8 モデル事業テーマ②	R5.2.9 モデル事業テーマ②	R5.2.10 モデル事業テーマ③
申込者数	415名	311名	471名	325名	263名
ねらい	・モデル事業の全体像、社会的背景の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけ、隣接する制度の説明、実践事例・報告を通じたモデル事業テーマ①の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけ、モデル事業テーマ②に関わる主体（日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体）に求められる役割や留意点の解説、実践報告を通じたモデル事業テーマ②の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけの説明、実践報告、公的後見の現状解説を通じたモデル事業テーマ③の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけの説明、実践報告、公的後見の現状解説を通じたモデル事業テーマ③の理解
講義	<ul style="list-style-type: none"> ● 『持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と期待する効果』 ● 『身寄りのない方への支援と注意すべき観点～法的立場から～』 	<ul style="list-style-type: none"> ● 『テーマ①概要～民間企業等の参画を得て権利擁護支援の仕組みを構築する（法人後見、日常生活自立支援事業）～』 ● 『日常生活自立支援事業の概要と今後の担い手確保に向けて』 ● 『外部委託により日常生活自立支援事業を実施する上でのポイント』 ● 実施自治体による実践報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 『テーマ②概要～日常的金銭管理で地域生活における意思決定を支援する～』 ● 『意思決定支援の重要性～地域で生活を続けるために～』 ● 『意思決定サポーターによる意思決定支援の実践とそのバックアップ』 ● 『意思決定支援を踏まえた日常的金銭管理とそのバックアップ』 	<ul style="list-style-type: none"> ● 『監督・支援団体による事業者・意思決定サポーターへの支援監督～「司法へのつながり」も意識しながら～』 ● 実施自治体による実践報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 『テーマ③-1概要～寄付等の活用による多様な主体の参画～』 ● モデル事業実施自治体の実践報告 ● 『テーマ③-2概要～公的関与による法人後見の実施～』 ● 『公的な関与による後見の必要性、広域で取り組む重要性』

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体等連絡会の開催

- 第二期計画に基づき、総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、厚生労働省では、令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施。
- これに関して、モデル事業実施自治体間での情報共有とモデル事業に関心のある自治体の情報収集のための「実施自治体等連絡会」を開催。

◆ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体等連絡会

○実施概要

【目的】モデル事業の円滑な推進に向けて、自治体間の情報交換・共有を行うこと。

【内容】取組状況の共有、自治体間での意見交換など

【対象】モデル事業実施自治体、モデル事業に関心のある自治体等

【開催】令和4年度は、6月～3月開催。原則、毎月第3金曜日10時～（全11回実施）
令和5年度は、5月以降、隔月開催予定

○自治体等参加状況等（令和4年度実績）

- ・モデル事業実施自治体 10自治体、事業関係者（社会福祉協議会等）6団体
- ・関心自治体や社会福祉協議会等の参加登録状況 30自治体、10団体

<連絡会の様子（オンライン開催）>

